

決議第 4 号

議員派遣の件について

本議会は、地方自治法第100条第13項及び南風原町議会会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

令和4年9月30日

南風原町議会議長 赤嶺 奈津江

記

1. 町村議会議員・事務局職員研修会並びに交流会
 - (1) 目的 : 町村議会議員・事務局職員研修会並びに交流会
 - (2) 派遣場所 : パシフィックホテル沖縄
 - (3) 期間 : 令和4年10月13日(木)
 - (4) 派遣議員 : 議員全員